

# 海國兵談 第九卷

## 器械竝小荷駄附糧米

夫兵器繁多にして殊に種々の制度、寸尺、秘密、傳授等の習ある事なれども、強て泥む事にも非ず、初にも言ふ如く物本末あり、夫兵器の本末を言はゞ太刀は丈夫にして切れ良く、鎗は太くして通り善、甲冑は札善サキして軽く、馬は腕爪丈夫にして物に驚かず、是本なり、柄鞘カキの制度、抓入柄の削様、石突の仕附、絨毛、小道具の習、相形、旋毛等の掟は末なり、萬事皆本を會得して末を大略に爲すべし、扱又古、在て今なき兵器のあり、弩角トカク等なり、又古兵器に用て今兵器に用ざるものあり、熊手、大鎌、大棒の類なり、是等は皆利用多き兵器なれば志ある將師、時として用ゆれば利あるべき事なり、左に兵器の大數を記す、猶工夫の制度あるべし。

刀は丈夫なるを用ふべし、作に拘る事勿れ、但二個所、目釘か或は堅木柄なるべし、精き事は一騎前に記す。

持太刀或は野太刀とも言ふ又一騎前にあり。

附片刃を刀と言ひ、兩刃を劍と言ふなり、劍類其制國々の差別あり、唐山劍なり、其制鎬厚くして長さは一尺二三寸より六七寸迄なり、二尺に及ぶもの少し、阿蘭陀及び歐羅巴諸州も劍なり、其制鎬薄くへな々々せずして、長さは大概二尺餘なり、只刺事を主として切事を致さず、其切先二寸斗に毒藥を塗置くなり、渤泥國は刀なり、其制作日本刀の形にして、只薄し、鋸のごとく、しなす、是等の諸國皆右の手に刀劍を持、左の手に楯をもつて、片手討の戦法なる故、其刀劍及び楯の輕きを貴ぶなり、又按ずるに阿蘭陀の書に五世界諸國の人物を圖畫して、其の國人驍勇と稱する風俗は皆刀劍と小楯とを身を離さず持てる姿なり、是吾國兩刀を帶る掟と同しく、勇氣の致す風儀なるべきも、其楯を頼にする心根甚だ弱し、日本風の首をば敵に渡して切込の勇に何ぞ當る事を得べけんや。

又按ずるに劍に毒を塗り、鏃に毒する事は皆其業拙くして一討に切殺し、一箭に討貫事を致し得ざる故、小疵にても毒の爲に眩様に計りたる者なり、日本の如く一刀に胴切、一箭に討貫く時は何ぞ毒を頼む事をなさん、然るに俗人の癖として毒藥と聞かば甚だ恐る、是れ其業拙きが故に毒を用ふると言ふ譯を總て知らざるなり、愚と謂ふ可きか、倍小子親しく見る所の三刀劍左に出す。

唐山劍



阿蘭陀劍



勃泥刀



鐔より柄頭へ延つつけにして拳よけの鉤あり

楯も只面を防ぐ物にして、其制作甚輕薄なり、其形は丸くも長きも、四角もあり、心に任ずる也。

弓は半弓を善しとす、尤拔もつよきものなり、角弓甚妙なり、但し制法を精密にせざれば、彈き弱し、其制法は武備志に悉しくあり、又弓家にも稀に知る人あり、尋問して制し置べし、又急なる時はナマエ、ソマミ、檜木等の丸木弓を用ふべし。平生の稽古に具足して塗弓根矢を射る事を修練すべし、當世の射術は奉射の弓法なれば、白弓に怪矢を用て片肌脱にて射る故、大に射易き事なれども、是は大平の禮射にして、武藝の奥の手なれば、まづ其口元なる武用軍中の射術を、射覺へて後奥の手の禮射を習ふを順道とするなり、片肌ぬきの射法のみ射ならつて、俄に具足して射る時は平生の上手も下手に成ものなり、是習はざる故なり、人々可思。

附仙臺の國中にかまほこ弓と言ふもの多し、亦十萬打とも言ひ傳ふ、秀衡武備のためには製作する所也かまほこは其形狀によつて名つくる也、十萬打は地名高館の下に十萬坂といふ所あり此地に弓工を置いて十萬張を制したる故、十萬弓と名けたり其制白弓にして外竹のみ打合せて内竹なし、然れども雨露は言ふに及ばず、水中に入ても離れ損する事なし、其重寶と爲すべし、只其材しぶき故、當世廢れたり、併し再興あり度弓なり。

小子按するに其膠は尋常の膠に非ず、漆打の様に思はるるなり、又按するに竹木打合するに漆木の下に於て漆を抓取り乍ら藥を合て物を接く時は粘著チヤウ甚強し、若しくは此類にてもあるべきか、可試藥は即粉也

矢の製作は矢人のみに任せ置く事勿れ、凡そ戰場へ出る程の者は美き制作は成らずとも筈を矯カク羽を附る事は人々仕覺へ居るべき事、是又平生の軍政にあるべし。

附急に矢を製する事は何等の竹なりとも矯て、筈より六七寸下に穴を穿ちて、其穴へ廣さ一寸、長さ八寸斗の紙を引通し、筈の方へ引返して射る時は羽ある如く飛なり。

弩、甚強くして其上に中りも細かなるものなり、然れども今は絶へ果てたり、願くは再興して鐵砲の代りに用ゐる度事なり、火藥を惜む良法なるべし、古代は筑紫、長門與

州等の邊要に弩師と言て、弩組の武士を置たる事、諸史に見ゆ、考合すべし。

矢籠の制、是又一騎前にあり。

阿蘭陀流に大矢を弾く柱弓あり、詳に初卷に出づ、是又製すべし。

大筒に品々あり、是又初卷に詳なり。

木筒、煉玉等あり、是又初卷に出づ。

棒火矢あり、是又初卷に詳なり。

鎗は長短不同を用ふる事なれ共、尋常の人は短きを善とす、多力の方は長きを用ゐて徳多し、但し徒鎗三寸穂なるべし。

大太刀とて三尺内外の刀に、三四尺の柄を仕付て、力士に持せ働かすべし。

大棒は後先を鐵にて張るべし、是又有力の人の道具なるべし。

大鳶嘴、是又有力の人の得道具也。

長柄の鎌、別して船中に利多し。

鞍の事、是は馬の條下に出づ。

障泥の事、是は一騎前に出づ。

楯に種々の制あり、厚板を以て製するあり、又薄板にて厚さ二寸許の平たき箱を楯

へ、其中へ繩か、打葉を込るあり、又魁藤こいとうを八九筋宛まがの如く編て、二枚合て作るあり、又藤蔓つるを右の如くに製するあり、又一寸五六分の角木にて莖わらを拵へ、兩面に生牛皮を張り、其中間へ綿入の蒲團の如き物を下げ置くなり、これ楯の極品なり、又仕寄楯、持楯、大小品々あり、大楯は高さ五尺、廣さ六尺程にして、足に車を仕付け、大勢にて持寄るなり、小楯は高さ三尺許、幅一尺餘に作り、裏に持所を仕付て、人毎に自ら持て詰寄もあり、一本足を仕付て、地へ突立る様に拵へるもあり、各用ふる場所あり、能く考へて用ふべし、又唐山、阿蘭陀の法に藤牌と言ものあり、戦法の卷に出づ、又足輕に持たするに一枚楯に穴を穿ち、鐵砲を貫て持様に拵るものあり、正成は懸金を打たる楯をも用ひ、又長柄に横を打て階子の代りにする楯を用ゐたる事もあるなり、總て楯の制は輕くして、矢石の抜けさる様に製する事極意なりと知るべし。

鳴物は貝、太鼓、鐘等に限らず音の變りたる品は何にても用ふべし、吹物にても貝、角、大音喇叭、長聲喇叭等の別あり、工夫して製作あるべし。

右の外、守攻の具品々あれども各條々に記して茲に載せず、總て兵器及び守攻の具は、工夫了簡を以て新規に製作あるへき事、大將の方寸にあるへし、然りと雖も、無器にては、才覺了簡も出來難き事なれば、せめて和漢の通俗軍談物にても能く

讀むべし、助と成なり。

### 小荷駄附糧米

小荷駄は唐山にて輜重と言ふ、三品あり、車に載するあり、牛馬に著くるあり、人の擔ふあり、總て小荷駄は軍の根本なるものなれば、唐山の法、輜重をば軍の中央に置て片端には置さる事なり。

日本風にて小荷駄をば一跡に置く事本意を失する事なるべし、其の譯は不意に敵に當らるる時は、小荷駄を切取らるべし、了簡あるべき事なり。

小荷駄は糧米竝に炊道具其外陣用なり、陣用は成丈省き、冬ならば寒氣防の桐油木繩の胴服一つを用ふべし、何れその場に臨ては、寒氣強しと雖も、菰、蕤、藁等の類を引破りても事足ものなり、尤長陣には風、雲、霞杯の多く生ずるものなりと云へり、是等の事も覺悟あるべし。

小荷駄は平場を押には車に如くはなし、其次は牛馬を用ふ、急に難所を押行には歩荷便利なり、尤も貫目の積りも豫め定め置べし、歩荷は米ならば一斗内外、雜具ならば六貫目を限るべし、馬は強きには米六斗、弱きには四斗位、雜具ならば二十貫に限

るべし、牛も馬に準するなり、車は強馬の四駄分を載て、牛ならば一疋、人ならば四人して押べし、偕一人の食は一日一升と積りて、一斗の米は十人一日の食なり、餘は是を推て知るべし。

糧米は兵糧奉行の手懸りにて、諸手へ割渡すなり、其法下に記す。

陣用の荷物は一組切に寄せ合て印を附べし、例へば陪卒なきの人数組ならば、五伍二十五人寄せ合て一籠に拵へ置き、番頭、百人頭、小組頭の姓を書記し、並に一組の印を付置くべし、又陪卒ある人数組ならば一伍五人寄せ合に籠め置き、三頭の姓名並に一組の印を付置べし。

押前にも陣用所にも小荷駄を守る兵士を別に定め置べし、此人数の多寡は時宜に依るべし。

自國を遠く離るる程、諸事不自由になるものなれば、愈々小荷駄を大切に於て切取られざる様に計るべし、是迄は小荷駄扱の大略なり、此以下糧食の事を述べ。

孫子に因糧於敵と言は、敵國へ攻入ては其敵國の穀物を取收め、我軍兵の糧米に當て行ふ事なり、然りと雖も妄りに亂暴して民間の物を掠め取には非ず、國主の穀帛等を貯へ置たる所を取事なり、然し乍ら仕組事の様、に敵の倉廩も首尾能取られ

ざるものなれば、糧米不足の時は、民間の穀を借る事なり、時宜に依つて亂暴にて穀類許りを只取事もあるべし、其時は日附人等を附添て決して他の物を取事を禁ずべし、若し令に違ふ者は其場にて切捨にすべし、尤將帥の下知無しに只取事をする者は亂暴の罪に準すべし。

敵國へ攻入て嚴しく禁すべきものは、軍士の亂暴なり、亂暴を嚴しく禁する趣意は、戰勝て敵國を手に入れて見れば、彼亂暴したる所も、我物なれとも初發の亂暴に國人怨を合て信服せざる物なり、此故に亂暴を禁するなり、偕穀類を借る時は、番頭、百人頭等の券書あるべし、若又敵國手に入らざる時は、正直に返すにも及ばざる事もあるべきなれども、又再び敵國へ踏入るか、縦令踏入らずとも、信を敵國に失ふ事を憂ふる者は、返すものもあるべし、今一定に言ひ難し、又清野の術と言ふ事ありて、城下の穀帛も、民間の穀帛も、悉く城内へ納めて一粒も敵に渡さざる仕方をなせる事あり、斯様の時は、愈々自國より糧米を續けざれば、手に入り懸りたる國も取り外す事もあるなり、此故に粟を貯ふる事は、國主、知行持等の第一の心懸けと知べし、王制にも無三年蓄國非其國と言へり、可思總て軍中にて飯を炊くには、釜は便利ならざるなり、銅鍋を善とす、鍋は弦ある故に何等の物へも懸られ、又物に觸れても鐵の

如く破れ損せざる故銅鍋を用ふるなり。

米糧は一人に一日一升なるべし、味噌五勺、鹽一撮と積るべし、味噌を用ふるは上の軍役也、多くは飯と鹽とのみなり米糧を總軍へ渡す法は、先づ兵糧奉行の所に虎落<sup>モカリ</sup>を結て口貳ヶ所付け、一は入口、一は出口に定むべし、尤入口、出口と大札を立つべし、階上に言へる如く陪卒なき人数ならば、五伍二十五人一同に受取べし、人数組あらば、一伍五人陪卒の數を計て一同に受取べし、長陣ならば三五日分も一同に渡す事もあるべし、さて受取る時は番頭誰組某幾人分と札を書して持來り、米穀引替にすべし。

大軍の時は兵糧所一箇所にては足らざるものなり、人数の多少を考へて三箇所も、五箇所も、十箇所もあるべきなり、但し一箇所にて三千人に渡す積をなすべし、旗本の兵糧、何備の兵糧場と言ふ事を定むべし、左なければ二重取りあり。

米を渡すには虎落の中に澁紙或は蓆などを敷置て、穀を散らし、算勘、帳付兩人づゝ、升取六人あるべし、但し一斗櫛を用ふ。

鍋は鍋許り別荷物にして車馬に著けて鍋を染たる小旗を立てし、着陣以後陣中の小路々々を持廻りて渡すなり、之も陪卒なき人数組ならば、五伍二十五人へ二つ渡し、陪卒ある人数組ならば一伍五人へ二つ渡すなり。

薪水は自分にて支度するなり、其法陣取の卷に記すが如し。

押行く時と後戦の時は人々腰兵糧なるべし、尠なくも五合飯を帶べし。

陣所に落着て飯を炊んと欲する時、急に軍始りて軍士皆打て出る時は、一組にて五人つつ居残り、急に飯を炊て戰場へ送るべし、尤大將よりも心を付て兵糧の世話を致すべし。

陣中にては平日も一日分の飯を一同に炊置を便利とす、冬は二日分も炊き置べし、飯冷る時は沸湯の中へ打入て食せば温食と成る、焼味噌、乾味噌等を多く喰へば別に味噌汁を煮るに及ばず、兎角衣食住の艱難は、大平の日にも樂みなから折々試て心得居べし。

陣中の飯煙は多少不同に立るを法とすべし、上杉、武田、川中島戦陣の時、武田家夜に紛れて人数を廻す支度に、其日の夕方一同に飯を炊たり、上杉家其煙の常より多きを見て武田が人数を廻す支度なる事を察し、遮ぎりて此方より人数を廻して武田を大に迷惑させたり、兵を荷ふ者心を配るべし。

## 糧米盡たる時糧に用ふる品々

鹽を加へて能く煮熟すれば草木の葉十種に九種は食はるる物なり、諸木の内皮及び根是も亦鹽を加へて煮熟すれば食はるるもの多し。

平日食覺へ得たる野菜類は言ふに及ばず、百草の根及び葉莖ともに上の如くして食すべし、鳥獸魚具の肉亦煮流して食すべし。

煎りて食へば糠糞の類皆飢を救ひ尤麥稈などの莖も細末にし、湯にかき立て飲むべし。

能く煮熟して用ふる時は革道具も食はるゝと言へり。

清正の家士は蔚山籠城の時、糧盡て仕方なく、壁土に水を攪立て飲みたる事あり、其艱難推計るべし、これ半息猶存する時は敵に降るをしき義氣の一念なり。

至極の飢に及ぶ時は人肉を食ふ事あるべし、これ不仁の甚しき言語に絶たる所なれども、時勢に依て遁れ去るべき手段もなく、又是非に降參する事成難く、自害討死も犬死に準する趣意ある時は人肉を食てなりとも、一日も生延る計をする事、軍を致す上には覺悟あるべき事と思ひ設くべし。

右の外海に昆布、鹿角菜、荒布、和布、海藻等あり、山に石麩、觀馬粉等あり、これ代食として飢を救ふものなり、搜し求むべし。

飢人に食を與ふるには、先づ赤土を水に攪立て、半碗程吞ませて後、食を與ふべし、又朴皮を煮して一椀吞ませて後、食を與ふべし、此二法を用ゐるすして直に食を與ふれば忽ち死すものなりと云へり。

## 第九卷 終